

## 先駆的プログラムを活用した取組（岡山県）

### 1. 消費者教育コーディネーター人材養成事業

（平成27年度：3,660,657円）

#### ■ 政策テーマ

Ⅱ-1 地域での推進体制の強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等

#### <事業概要>

消費生活相談員レベルの知識を持ち、かつ地域における調整役として不可欠な消費者教育コーディネーターとして活躍できる人材を育成するため、必要とされる知識を習得するための人材養成講座を開催した。

#### <事業実施結果及び事業効果>

- ・ 5ヶ月間で16回開催

消費生活相談の現状、関係法令等の座学の他、出前講座の企画などグループワークによる実践的な内容も取り入れ、即戦力として活用できるものとした。

- ・ 40人定員に対して、40人が受講し、うち34人が修了

- ・ 公開講座を開催 テーマ「地域連携による見守りネットワークづくり」

ア 日 時 平成28年1月27日(水) 13～15時30分

イ 場 所 きらめきプラザ 401会議室（岡山市北区南方2-13-1）

ウ 内 容

基調講演（消費者庁長官 板東久美子）

パネルディスカッション(福祉事業者、民生委員等見守り活動実施者、行政等)

エ 参加者数 講座受講者・一般参加者等 約120人



- ・ 受講後、修了生のうち希望者は人材登録し、市町村へ情報を提供できることとした。
- ・ 修了生の有志がボランティア講師に登録し、5月の消費者月間に向けて活動している。

#### <今後に向けた課題>

- ・ 受講者の継続的なレベルアップと県及び市町村事業での人材活用
- ・ 市町村の消費者教育や相談体制整備等を把握し、県として必要な人材の養成

2 幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業（平成27年度：3,944,021円）  
\*平成28年度：（交付決定額）4,000千円

■ 政策テーマ II-2 体系立った消費者教育の展開

＜事業概要＞

自立した消費者を育成するために、「消費者教育の体系イメージマップ」に基づき、法的リテラシー等を踏まえた幼児期から高校生期までを対象とした発達段階別に体系的消費者教育教材を開発・作成する。

教材作成にあたっては、研究会（消費生活センター〈消費者教育コーディネーター〉、消費者団体、大学、教育委員会などで構成）を開催して検討する。

教材については、大学生、消費者教育コーディネーター、消費者団体等が講師となり、幼稚園・保育園、小・中・高等学校等でモデル授業を実施しながら改善を重ねて作成する。

＜事業実施結果及び事業効果＞

① 消費者教育教材作成研究会の開催

平成27年度・平成28年度 各3回開催

② モデル授業実施

平成27年度 3回開催 平成28年度 6回開催

中学・高校では、岡山大学の法学部ゼミ生が、授業を実施

ア. 平成27年度授業実績

区分	教材名
保育園 1園	ももたのおかいもの（紙芝居）
小学校 1校	オンラインゲーム
高等学校 1校	契約

イ. 平成28年度授業実績

区分	教材名
幼稚園 1園	ももたといぬっち（紙芝居）
中学校 2校	写真をSNSにアップしてもいいですか どこまで売買は認められるの
高等学校 2校	契約、情報モラル
公民館 1館	ももたといぬっち（紙芝居）

③ 教材

幼児向けは、紙芝居、小・中・高校生向けは、冊子（授業展開例、ワークシート、スライド）とCDの授業パックとして作成。

・平成27・28年度 各3種類、平成29年度 1種類作成、計7種類完成予定

## ○ モデル授業

保育園



中学校



## ○教材

幼児向け



小学生向け

中・高生向け



## ④ 効果

- ・教材研究会では、それぞれの発達段階での教材内容や指導の注意点、消費者教育と学校教育との関わり方の認識が深まった。
- ・モデル授業実施により、消費者行政担当部署と各学校等との連携が強化され、学校教育現場や消費者教育に対する相互理解が深まった。
- ・大学生が主体となって中学・高校のモデル授業を実施したことで、大学生自身の消費者市民社会への参画意識の醸成が図られたほか、生徒側でも、親近感を持って授業内容に取り組むことができ、効果的だったと評価している。
- ・作成した教材を学校・市町村等に配布、貸し出すことにより、学校・地域における消費者教育の充実を支援することができた。

## <今後の課題>

- ・平成 29 年度は、27・28 年度に作成した教材も併せてモデル授業を実施し、「消費者教育の体系イメージマップ」に基づいた発達段階別消費者教育教材として体系化する。
- ・作成した発達段階別教材について、大学、教育委員会、消費者団体、金融広報委員会等と連携したシンポジウムを開催し、教育現場で活用しやすいよう教材内容や普及方法をさらに検討して完成させ、県内全校へ配布する。併せて消費者教育関係機関の連携強化を図る。

### 3 適格消費者団体設立支援事業

平成 25 年度 : 1,500,000 円  
平成 27 年度 : 2,000,000 円

#### ■ 政策テーマⅢ 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援

##### <事業概要>

岡山県内に拠点を置く団体であって、適格消費者団体の認定を目的とした次の事業に対して支援を行う。

- ア 活動のノウハウ等について、既存の消費者団体や適格消費者団体と情報交換を行う為の事業
- イ 適格消費者団体の認定を受けるために必要となる以下の各号の事業
  - ① 消費者被害 110 番や無料相談会などの情報収集活動
  - ② 適格団体の設立や消費者問題に関するシンポジウムやセミナー等の開催
  - ③ 事業者の不当行為への是正申し入れの検討
  - ④ 団体の会員や寄附金の増加を図るための普及啓発活動
  - ⑤ 適格消費者団体としての業務に必要な事務機器及び執務参考資料の整備
  - ⑥ 消費者庁への事前相談及び認定申請

##### <事業実施結果及び事業効果>

適格消費者団体を目指す県内の団体が行う、情報収集活動や事案検討、セミナーの開催や他の適格消費者団体との情報交換等の事業活動、認定申請に必要な事務機器等の整備等を支援し、当該団体は 平成 27 年 12 月 8 日に適格消費者団体に認定された。

消費者被害なんでも相談会や事案検討会を開催したほか、団体の会員増を図るための普及啓発活動を行い、また、適格消費者団体認定後には認定記念講演会を開催し、本県での消費者団体訴訟制度の周知及び活用の促進ができた。



##### <今後の課題>

- ・適格消費者団体設立後の消費者行政関係機関との情報提供・共有方法
- ・団体訴訟制度や適格消費者団体に対する一層の周知、認知度の向上

**【参考】**平成 28 年度 適格消費者団体支援事業（先駆：交付決定額 700 千円）

適格消費者団体の円滑な運営や、継続的な消費者団体訴訟制度の広報や業務を支援することで、制度の普及啓発と特定適格消費者団体認定を目指す。